

株主各位

第38回定時株主総会招集ご通知に際しての  
インターネット開示事項

平成27年6月10日

株式会社ミロク情報サービス

## 目 次

1. 事業報告「会社の新株予約権等に関する事項」 . . . . . 1 ページ
2. 事業報告「業務の適正を確保するための体制」 . . . . . 2 ページ
3. 連結計算書類「連結株主資本等変動計算書」 . . . . . 6 ページ
4. 連結計算書類「連結注記表」 . . . . . 7 ページ
5. 計算書類「株主資本等変動計算書」 . . . . . 14 ページ
6. 計算書類「個別注記表」 . . . . . 15 ページ

上記各事項につきましては、法令および当社定款第16条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.mjs.co.jp>) に掲載することにより株主の皆様提供しております。

## 会社の新株予約権等に関する事項

### 1. 当事業年度末日において当社役員が有する新株予約権の状況

(平成27年3月31日現在)

	第1回株式報酬型 ストックオプション	第2回株式報酬型 ストックオプション	第7回ストックオプション
発行決議日	平成16年6月29日	平成17年6月29日	平成23年6月29日
発行日	平成16年6月30日	平成17年6月30日	平成23年9月15日
残高	868個	204個	130個
うち当社取締役 (社外取締役を 除く)の保有状況	802個(5人)	178個(5人)	100個(2人)
うち当社社外取締役の 保有状況	—	—	30個(2人)
うち当社監査役 (社外監査役を 除く)の保有状況	54個(1人)	20個(1人)	—
うち当社社外監査役の 保有状況	12個(1人)	6個(1人)	—
目的となる株式の 種類および数	当社普通株式868,000株 (新株予約権1個につき1,000株)	当社普通株式102,000株 (新株予約権1個につき500株)	当社普通株式65,000株 (新株予約権1個につき500株)
行使に際して出資 される金銭の額	1,000円 (新株予約権1個当たり)	500円 (新株予約権1個当たり)	124,500円 (新株予約権1個当たり)
行使期間	平成16年7月1日から 平成46年6月30日まで	平成17年7月1日から 平成47年6月30日まで	平成26年6月1日から 平成29年8月31日まで

2. 当事業年度中に当社使用人等に対して交付した新株予約権の状況  
該当事項はありません。

3. その他新株予約権等に関する重要な事項  
該当事項はありません。

## 業務の適正を確保するための体制

当社は、会社法および会社法施行規則に基づき、取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他当社の業務ならびに当社およびその子会社（以下「当社子会社」という）から成る企業集団（以下「当社グループ」という）の業務の適正を確保するための体制（以下「内部統制」という）について基本方針を決定し、次のとおり定めております。当社は、本基本方針および「MJSグループ倫理行動規範」に基づき、社会規範、倫理および法令等を遵守して公正かつ適切な経営を実現してまいります。

1. 当社および当社子会社の取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
  - (1) 当社は、当社および当社子会社の取締役会において、それぞれの「取締役会規則」に定める事項が漏れなく適時に付議され、これら議案の十分な審議を通じて適法性その他の確認が適切になされる体制とする。
  - (2) 当社の取締役の職務執行の適法性確保および牽制機能の強化のために、常にそれぞれ複数名の社外取締役および社外監査役が在籍する体制とする。
  - (3) 当社は、「MJSグループ内部通報規程」に基づく内部通報窓口を設置し、当社および当社子会社の役員および使用人が、これを利用して当社および当社子会社の取締役の法令および定款違反等を通報できる体制とする。
  - (4) 当社は、「反社会的勢力に対する基本方針」および「MJSグループ反社会的勢力対応規程」等に基づき、当社および当社子会社の役員および使用人が反社会的勢力との関係遮断および不当要求の拒絶等について外部機関と連携して組織的に対応できる体制とする。
2. 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制  
「文書管理規程」に従い、当社の取締役の職務執行に係る情報を以下の文書にて適切に保存し、当社の取締役および監査役が常にこれらを閲覧できる体制とする。
  - (1) 株主総会議事録と関連資料
  - (2) 取締役会議事録と関連資料
  - (3) 当社の取締役が主催するその他の重要な会議の議事の経過の記録または指示事項と関連資料
  - (4) 当社の取締役を決定者とする決定書類および付属書類
  - (5) その他当社の取締役の職務の執行に関する重要な文書

3. 当社子会社の取締役の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
  - (1) 当社は、当社の関係会社管理部門が、当社子会社の代表取締役を招集する関係会社連絡会議を定期的開催し、当社子会社の取締役の職務の執行に係る事項の報告を受ける体制とする。
  - (2) 当社は、「MJSグループ内部監査規程」に基づき、当社子会社各社の内部監査を実施するに際し、当社子会社の取締役の職務の執行に係る事項の報告を受ける体制とする。
4. 当社および当社子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
  - (1) 当社および当社子会社のそれぞれの取締役会が定める経営機構（組織）および職務分掌に基づき、適正かつ効率的にそれぞれの代表取締役および各業務担当取締役に職務を執行させる体制とする。
  - (2) 法令または当社および当社子会社の社内規定に定める職務権限および意思決定ルールに基づき、適正かつ効率的に当社および当社子会社の代表取締役および各業務担当取締役の職務執行が行われる体制とする。
  - (3) 当社の取締役の職務執行に係る個別経営課題を実務的な観点から網羅的かつ効率的に協議、決定するために、当社の常勤取締役を主要メンバーとする経営会議を定期的開催する。
5. 当社および当社子会社の使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
  - (1) 社会規範、法令などの遵守義務を明記した「MJSグループ倫理行動規範」をイントラネットに掲載し、当社および当社子会社のすべての使用人が閲覧可能な体制とする。
  - (2) 「MJSグループ倫理行動規範」の周知徹底を含む内部統制教育を定期的実施し、当社および当社子会社の使用人のコンプライアンス意識を高める体制とする。
  - (3) 「MJSグループ内部通報規程」に基づく内部通報窓口を設置し、これを利用して当社および当社子会社の使用人の法令および定款違反等を通報できる体制とする。
  - (4) 法令ならびに当社および当社子会社の定款に適合した諸規定を定め、これら諸規定およびその下位文書に基づき当社および当社子会社の使用人が職務を執行する体制とする。
  - (5) 「MJSグループ内部監査規程」に基づく内部監査を定期的実施して、当社および当社子会社の使用人の職務の執行が法令、定款および諸規定に適合することを確認し、適合しない場合はこれを指摘、是正させる体制とする。

6. 当社および当社子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
  - (1) 当社は、「内部統制規程」のリスク管理方針に基づき、ERM（Enterprise Risk Management：統合リスク管理）を実施する。すなわち、当社および当社子会社全体の潜在的なリスク要因を漏れなく認識してその発生を予防するとともに、顕在化した場合の影響を極小化して速やかな復旧・回復ができるよう適切なリスク管理を行う。
  - (2) 災害、製品およびサービスの品質、情報セキュリティ、コンプライアンス、反社会的勢力との取引等に係るリスクについて、当社および当社子会社の各担当部門が、規則・ガイドラインの制定、研修の実施、マニュアルの作成、配布等を行う体制とする。
7. 当社および当社子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
  - (1) 当社グループの業務の適正を確保するために必要な規定として、「MJSグループ倫理行動規範」、「内部統制規程」、「MJSグループ内部通報規程」、「MJSグループセクシュアルハラスメント・パワーハラスメント防止規程」、「MJSグループ反社会的勢力対応規程」等を定め、これらにより企業集団における内部統制の強化を図る。また、これらの規定は当社および当社子会社各社のイントラネットに掲載し、当社グループのすべての役員および使用人が閲覧可能な体制とする。
  - (2) 当社の取締役および部門責任者は、当社各部門における業務の適正を確保する体制の確立および運用について権限と責任を有し、当社子会社各社の代表取締役は、それぞれにおける業務の適正を確保する体制の確立および運用について権限と責任を有する体制とする。
  - (3) 当社は、「関係会社管理規程」に基づき、関係会社管理部門を設置して、当社子会社の自主性を尊重しつつ、その経営に関する統括的な管理を行う。また、当社の関係会社管理部門は、当社子会社の代表取締役を招集する関係会社連絡会議を開催するに際し、当社子会社に対して適切な内部統制システムの整備等を指導する体制とする。
  - (4) 当社は、「MJSグループ内部監査規程」に基づき、当社各部門および当社子会社各社の内部監査を定期的実施する体制とする。
8. 当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項  
当社の監査役の職務を補助する使用人を配置する。

9. 当社の監査役の職務を補助すべき使用人の当社の取締役からの独立性および当社の監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- (1) 当社の監査役の職務を補助する使用人は、補助業務遂行にあたって当社の監査役以外からの指揮命令に服さないものとする。
  - (2) 当社の監査役の職務を補助する使用人の人事異動、人事考課および懲戒処分については、あらかじめ当社の監査役の同意を必要とする。
10. 当社の取締役および使用人、ならびに、当社子会社の取締役、監査役および使用人またはこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告をするための体制その他の当社の監査役への報告に関する体制
- 当社は、当社の取締役および使用人、ならびに、当社子会社の取締役、監査役および使用人またはこれらの者から報告を受けた者が、当社の監査役に対して、当社および当社グループに著しい損害をおよぼすおそれのある事項ならびに重大な影響をおよぼす事項、内部監査の実施状況、内部通報制度による通報状況およびその内容を速やかに報告する体制を取るとともに、当社の内部監査部門、内部統制部門および経営企画部門の責任者は、当社の監査役に対して定期的に担当部門の業務について報告する体制とする。
11. 当社の監査役に報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- 当社は、当社の監査役に報告を行った当社および当社子会社の役員および使用人（内部通報制度の利用、内部監査の実施その他により、間接的に当社の監査役に報告を行うこととなった者を含む。）を、当該報告をしたことを理由として不利に取扱うことを禁止し、その旨を当社および当社子会社の役員および使用人に周知徹底する。
12. 当社の監査役職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項
- 当社の監査役がその職務の執行について当社に対して会社法第388条に基づく費用の前払い等の請求をしたときは、担当部門において審議の上、当該請求に係る費用または債務が当該監査役の職務の執行に必要でないことを当社が証明した場合を除き、速やかにこれに応じるものとする。
13. その他当社の監査役監査の実効的に行われることを確保するための体制
- 当社の監査役および監査役会は、当社の代表取締役および会計監査人とそれぞれ定期的に意見交換会を開催し、監査の実効性を確保する体制とする。

## 連結株主資本等変動計算書

(平成26年4月1日から  
平成27年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
当 期 首 残 高	3,198,380	3,013,389	5,491,174	△1,165,792	10,537,151
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当			△460,035		△460,035
当 期 純 利 益			1,757,834		1,757,834
自 己 株 式 の 取 得				△69	△69
自 己 株 式 の 処 分			△23,802	486,638	462,836
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)					
当 期 変 動 額 合 計	-	-	1,273,996	486,569	1,760,565
当 期 末 残 高	3,198,380	3,013,389	6,765,171	△679,223	12,297,717

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額			新 株 予 約 権	純 資 産 合 計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計		
当 期 首 残 高	1,807,580	△6,899	1,800,681	47,545	12,385,378
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当					△460,035
当 期 純 利 益					1,757,834
自 己 株 式 の 取 得					△69
自 己 株 式 の 処 分					462,836
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	△771,992	3,132	△768,859	△30,398	△799,258
当 期 変 動 額 合 計	△771,992	3,132	△768,859	△30,398	961,307
当 期 末 残 高	1,035,588	△3,766	1,031,821	17,147	13,346,686

## 連結注記表

### I. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記

#### 1. 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数 4社

連結子会社の名称：株式会社エヌ・テー・シー、株式会社エム・エス・アイ、リード株式会社、株式会社M J S M&Aパートナーズ

上記のうち、株式会社M J S M&Aパートナーズについては、当連結会計年度において新たに設立したため、連結の範囲に含めております。

#### 2. 持分法の適用に関する事項

持分法を適用した関連会社の数 2社

関連会社の名称：プライマル株式会社、Miroku Webcash International株式会社

上記のうち、Miroku Webcash International株式会社については、新たに株式を取得したことから、当連結会計年度より持分法適用の関連会社にしております。持分法適用会社2社については、決算日が連結決算日と異なるため、各社の事業年度に係る財務諸表を使用しております。

#### 3. 会計処理基準に関する事項

##### (1) 資産の評価基準及び評価方法

###### ①有価証券

満期保有目的の債券……償却原価法(定額法)

その他有価証券

時価のあるもの……期末日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

時価のないもの……移動平均法による原価法

###### ②デリバティブ

時価法

###### ③たな卸資産

商品……総平均法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定)

仕掛品……個別法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定)

貯蔵品……最終仕入原価法(貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定)

## (2) 固定資産の減価償却の方法

### ①有形固定資産……………定率法によっております。

(リース資産を除く) なお、耐用年数及び残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)については、定額法によっております。なお、取得価額10万円以上20万円未満の少額減価償却資産については、3年間で均等償却する方法によっております。

### ②無形固定資産……………定額法によっております。

(リース資産を除く) なお、耐用年数については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。ただし、市場販売目的のソフトウェアについては残存有効期間に基づく均等配分額と見込販売数量に基づく償却額とのいずれか大きい額を計上しております。見込有効期間は主として2年(一部は5年)であります。自社利用のソフトウェアについては、社内の利用可能期間(5年以内)に基づく定額法によっております。

### ③リース資産……………所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

### ④長期前払費用……………定額法によっております。

## (3) 引当金の計上基準

①貸倒引当金……………債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

②賞与引当金……………従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

③返品調整引当金……………量販店向けパッケージ・ソフトウェア製品の返品による損失に備えるため、過去の返品実績率により返品損失見込額を計上しております。

## (4) 重要な収益及び費用の計上基準

受注制作のソフトウェアに係る売上高及び売上原価の計上基準

①当連結会計年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる開発進行基準(開発の進捗率の見積りは原価比例法)

②その他の開発  
完成基準

(5) その他連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

①ヘッジ会計の方法

イ. ヘッジ会計の方法……繰延ヘッジ処理によっております。

ロ. ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段……デリバティブ取引（金利スワップ）

ヘッジ対象……借入金金利

ハ. ヘッジ方針

現在、借入金に係る変動金利を固定金利に変換する目的のもののみを利用しており、個別借入金に対応して、都度、決裁、承認を経て管理しております。

ニ. ヘッジの有効性評価の方法

特例処理の要件を満たしている金利スワップにおいては、ヘッジの有効性評価は省略しております。

②退職給付に係る会計処理の方法

一部の連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

③消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

④記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

II. 表示方法の変更

（連結損益計算書）

前連結会計年度において、営業外費用の「その他」に含めておりました「支払手数料」（前連結会計年度2,500千円）については、重要性が高まったため、当連結会計年度より区分掲記しております。

III. 連結貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額

2,456,064千円

#### IV. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

##### 1. 当連結会計年度末の発行済株式の種類及び総数

普通株式

34,806,286株

##### 2. 配当に関する事項

###### (1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成26年6月27日 定時株主総会	普通株式	460,035	15	平成26年3月31日	平成26年6月30日

###### (2) 当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議予定	株式の種類	配当金の総額 (千円)	配当の原資	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成27年6月26日 定時株主総会	普通株式	485,938	利益剰余金	15	平成27年3月31日	平成27年6月29日

##### 3. 当連結会計年度末の新株予約権の目的となる株式の種類及び数

普通株式

1,891,500株

#### V. 金融商品に関する注記

##### 1. 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、必要な運転資金を銀行借入により調達し、一時的な余資は安全性の高い金融資産で運用しております。デリバティブ取引は銀行より借入時、金利変動のリスクヘッジを図るためのみ行い、投機的な取引は行わない方針であります。

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客及び取引先の信用リスクに晒されておりますが、当該リスクに関しては、当社グループ各社における与信管理等を定めた社内規定に従い、相手先ごとの期日管理及び残高管理を行っております。投資有価証券は、満期保有目的の債券及びその他有価証券であります。満期保有目的の債券は元本保証の安全性の高い債券であり、その他有価証券は市場価格の変動リスクに晒されておりますが、定期的に時価を把握し、リスク軽減に努めております。

短期借入金及び長期借入金は、運転資金の充足を図るための調達であります。長期借入金は一部を除き変動金利で実施し、その支払金利の変動リスクを回避するために金利スワップ取引をヘッジ手段として利用しております。デリバティブ取引は金利スワップ取引のみとし、信用度の高い国内銀行とのみ行っております。

## 2. 金融商品の時価等に関する事項

(単位：千円)

	連結貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1) 現金及び預金	5,809,480	5,809,480	—
(2) 受取手形及び売掛金	2,998,810	2,998,810	—
(3) 有価証券及び投資有価証券			
① 満期保有目的の債券	300,000	306,937	6,937
② その他有価証券	2,289,920	2,289,920	—
資産計	11,398,211	11,405,149	6,937
(1) 買掛金	662,197	662,197	—
(2) 短期借入金	650,000	650,000	—
(3) 未払金	577,120	577,120	—
(4) 未払費用	343,794	343,794	—
(5) 未払法人税等	651,382	651,382	—
(6) 長期借入金	820,400	820,538	138
負債計	3,704,894	3,705,033	138
デリバティブ取引(※)			
① ヘッジ会計が適用されていないもの	—	—	—
② ヘッジ会計が適用されているもの	(5,562)	(5,562)	—
デリバティブ取引計	(5,562)	(5,562)	—

(※) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については( )で表示しております。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法及びデリバティブ取引に関する事項

資産

(1) 現金及び預金、(2) 受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 有価証券及び投資有価証券

株式の時価につきましては、取引所価格によっており、債券につきましては、取引金融機関から提示された価格によっております。

## 負債

- (1) 買掛金、(2) 短期借入金、(3) 未払金、(4) 未払費用、(5) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

- (6) 長期借入金

これらの時価は、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算出する方法によっております。

\*リース債務については、リース債務総額に重要性が乏しいと認められるため、記載を省略しております。

## デリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されているもの

ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引について、ヘッジ会計の方法ごとの連結決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額等は、次のとおりであります。

(単位：千円)

ヘッジ会計の方法	デリバティブ取引の種類等	主なヘッジ対象	契 約 額 等		時 価	当 該 時 価 の 算 定 方 法
				う ち 1 年 超		
原則的処理方法	金利スワップ取引 支払固定 受取変動	長期借入金	526,800	400,400	(5,562)	取引先金融機関から提示された価格等によっている。
合 計			526,800	400,400	(5,562)	

(注) 2. 非上場株式(連結貸借対照表計上額729,881千円)は市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、資産の(3)有価証券及び投資有価証券には含めておりません。

## VI. 1株当たり情報に関する注記

- |                |         |
|----------------|---------|
| 1. 1株当たりの純資産額  | 411円46銭 |
| 2. 1株当たりの当期純利益 | 55円76銭  |

Ⅶ. 重要な後発事象に関する注記

自己株式の取得について

平成27年5月12日開催の取締役会において、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条第1項の規定に基づき、自己株式を取得する事を決議いたしました。

①自己株式の取得の理由

経営環境の変化に対応した機動的な資本政策を遂行し、資本効率を向上させるためであります。

②取得する株式の種類	当社普通株式
③取得する株式の総数	1,000,000株
④株式の取得価額の総額	700,000千円
⑤取得期間	平成27年5月22日から平成27年5月31日まで

## 株主資本等変動計算書

(平成26年4月1日から  
平成27年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本							自己株式	株主資本計 合
	資本金	資本剰余金		利益剰余金					
		資本準備金	資本剰余金 合計	利益準備金	その他利益剰余金 別途積立金	繰越利益剰余金	利益剰余金 合計		
当期首残高	3,198,380	3,013,389	3,013,389	206,924	2,985,000	1,782,918	4,974,843	△1,165,792	10,020,820
当期変動額									
別途積立金の積立					500,000	△500,000	-		-
剰余金の配当						△460,035	△460,035		△460,035
当期純利益						1,649,081	1,649,081		1,649,081
自己株式の取得								△69	△69
自己株式の処分						△23,802	△23,802	486,638	462,836
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)									
当期変動額合計	-	-	-	-	500,000	665,243	1,165,243	486,569	1,651,813
当期末残高	3,198,380	3,013,389	3,013,389	206,924	3,485,000	2,448,162	6,140,087	△679,223	11,672,633

	評価・換算差額等			新株予約権	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算 差額等合計		
当期首残高	1,805,728	△6,899	1,798,829	47,545	11,867,195
当期変動額					
別途積立金の積立					-
剰余金の配当					△460,035
当期純利益					1,649,081
自己株式の取得					△69
自己株式の処分					462,836
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	△772,659	3,132	△769,526	△30,398	△799,925
当期変動額合計	△772,659	3,132	△769,526	△30,398	851,887
当期末残高	1,033,068	△3,766	1,029,302	17,147	12,719,083

## 個別注記表

### I. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

#### 1. 資産の評価基準及び評価方法

##### (1) 有価証券

①満期保有目的の債券……………償却原価法（定額法）

②子会社株式及び関連会社株式……………移動平均法による原価法

##### ③その他有価証券

時価のあるもの……………期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの……………移動平均法による原価法

##### (2) デリバティブ

時価法

##### (3) たな卸資産

商品……………総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

仕掛品……………個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

貯蔵品……………最終仕入原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

#### 2. 固定資産の減価償却の方法

##### (1) 有形固定資産……………定率法によっております。

（リース資産を除く） なお、耐用年数及び残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）については、定額法によっております。なお、取得価額10万円以上20万円未満の少額減価償却資産については、3年間で均等償却する方法によっております。

##### (2) 無形固定資産……………定額法によっております。

（リース資産を除く） なお、耐用年数については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。ただし、市場販売目的のソフトウェアについては残存有効期間に基づく均等配分額と見込販売数量に基づく償却額とのいずれか大きい額を計上しております。見込有効期間は主として2年（一部は5年）であります。自社利用のソフトウェアについては、社内の利用可能期間（5年以内）に基づく定額法によっております。

- (3) リース資産……………所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産  
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。
- (4) 長期前払費用……………定額法によっております。

### 3. 引当金の計上基準

- (1) 貸倒引当金……………債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
- (2) 賞与引当金……………従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。
- (3) 返品調整引当金……………量販店向けパッケージ・ソフトウェア製品の返品による損失に備えるため、過去の返品実績率により返品損失見込額を計上しております。

### 4. 重要な収益及び費用の計上基準

受注制作のソフトウェアに係る売上高及び売上原価の計上基準

- (1) 当事業年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる開発  
進行基準（開発の進捗率の見積りは原価比例法）
- (2) その他の開発  
完成基準

### 5. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

- (1) ヘッジ会計の方法
  - ①ヘッジ会計の方法……………繰延ヘッジ処理によっております。
  - ②ヘッジ手段とヘッジ対象
    - ヘッジ手段……………デリバティブ取引（金利スワップ）
    - ヘッジ対象……………借入金金利
  - ③ヘッジ方針  
現在、借入金に係る変動金利を固定金利に変換する目的のもののみを利用しており、個別借入金に対応して、都度、決裁、承認を経て管理しております。
  - ④ヘッジの有効性評価の方法  
特例処理の要件を満たしている金利スワップにおいては、ヘッジの有効性評価は省略しております。
- (2) 消費税等の会計処理  
消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。
- (3) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## II. 表示方法の変更

(損益計算書)

前事業年度において、営業外費用の「その他」に含めておりました「支払手数料」(前事業年度2,500千円)については、重要性が高まったため、当事業年度より区分掲記しております。

## III. 貸借対照表に関する注記

1. 有形固定資産の減価償却累計額	2,161,490千円
2. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務(区分表示したものを除く)	
短期金銭債権	1,480千円
長期金銭債権	24,000千円
短期金銭債務	169,899千円

## IV. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高の総額(区分表示したものを除く)

営業取引による取引高の総額	946,862千円
営業取引以外の取引による取引高の総額	190,570千円

## V. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末の自己株式の種類及び株式数

普通株式	2,410,403株
------	------------

VI. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産(流動)	
賞与引当金	147,520千円
未払法定福利費	23,415千円
未払事業税	46,616千円
貸倒引当金	1,617千円
返品調整引当金	24,010千円
その他	27,342千円
繰延税金負債(流動)との相殺	△234千円
計	270,290千円
繰延税金資産(固定)	
会員権評価減	8,813千円
固定資産償却限度超過額	97,567千円
貸倒引当金	973千円
投資有価証券	32,525千円
関係会社株式	49,111千円
繰延ヘッジ損益	1,612千円
その他	7,964千円
評価性引当金	△102,330千円
繰延税金負債(固定)との相殺	△96,237千円
計	-千円
繰延税金資産合計	270,290千円
繰延税金負債(流動)	
その他有価証券評価差額金	234千円
繰延税金資産(流動)との相殺	△234千円
計	-千円
繰延税金負債(固定)	
その他有価証券評価差額金	490,405千円
繰延税金資産(固定)との相殺	△96,237千円
計	394,167千円
繰延税金負債合計	394,167千円
差引：繰延税金負債の純額	123,877千円

Ⅶ. 1株当たり情報に関する注記

1. 1株当たりの純資産額	392円08銭
2. 1株当たりの当期純利益	52円31銭

Ⅷ. 重要な後発事象に関する注記

自己株式の取得について

平成27年5月12日開催の取締役会において、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条第1項の規定に基づき、自己株式を取得する事を決議いたしました。

①自己株式の取得の理由

経営環境の変化に対応した機動的な資本政策を遂行し、資本効率を向上させるためであります。

②取得する株式の種類	当社普通株式
③取得する株式の総数	1,000,000株
④株式の取得価額の総額	700,000千円
⑤取得期間	平成27年5月22日から平成27年5月31日まで